

高速安協ニュース

令和2年6月22日



発行：山形県高速道路交通安全協議会

事務局：山形市千石91番地

山形県高速道路交通警察隊内

☎ 023-686-3403

ゆずり合い 笑顔とゆとりの 山形路

あおり運転（妨害運転）厳罰化！

～あおり運転に関する改正道路交通法が6月30日施行されます～

Point

- ★あおり運転を「妨害運転」と規定
- ★罰則は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
著しい危険を生じさせた場合は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ★違反1回で即運転免許取り消し

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 | **免許取消し**（欠格期間2年）
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転（著しい交通の危険）

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 | **免許取消し**（欠格期間3年）
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反



- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を！
- ドライブレコーダーをつけましょう！
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！